

報告事項エ

令和4年度特別支援教育体制整備状況調査結果について

令和4年度特別支援教育体制整備状況調査結果について、別紙のとおり報告します。

令和5年4月19日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

# 令和4年度特別支援教育体制整備状況調査結果について

令和5年4月19日  
特別支援教育課

## 1 調査の目的

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校の特別支援教育の状況等を把握し、今後の施策の参考とする。

## 2 実施時期 令和4年12月（令和4年5月1日現在回答）

## 3 調査対象

県内の公立小学校116校、中学校53校（分校含み1校としてカウント）、義務教育学校5校、県立高等学校28校（定時制・通信制含み、それぞれを1校としてカウント）

## 4 回収率 100%

## 5 調査結果の分析等

### （1）結果について

- ・校内委員会は、全ての小・中・義務教育学校が開催しており、高等学校においても9割以上の学校が開催している。小学校においては、6割近くの学校が定期、不定期両方開催しており、開催回数も多い（平均年間11.7回）。中学校においては、定期、不定期の両方開催の学校が増加しており、高等学校においても定期、不定期両方開催の学校が見られるようになった。
- ・特別支援教育主任の専任率は、昨年度と比べて減少している。高等学校の専任率は他の校種より高いが昨年度に比べて減少している。兼任のうち、小・中学校においては9割が担任（通常の学級または特別支援学級）との兼任である。
- ・今年度初めて通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒数とその教育的ニーズ（診断の有無に関わらず、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズ）を調査した。通常の学級に在籍する児童生徒のうち8.6%の児童生徒が特別な支援が必要であると学校が回答している。そのうち教育的ニーズとしては、発達障がい83.4%、知的障がい12.0%であった。
- ・入学時、卒業時に特別な支援を必要とする児童生徒の引継ぎ児童生徒数が増加している。卒業時に個別の教育支援計画を使用した引継ぎは約5割となっており、昨年度に比べると、その他の計画、資料等を活用して引継ぎを行うケースが増加している。高等学校の卒業時に引継ぎが行われないケースも少なくない。
- ・特別支援教育に関する研修実施率は、中学校、義務教育学校、高等学校で上昇している。
- ・小学校・義務教育学校（前期課程）において、読み書き等に関するつまづきを早期に発見し、指導支援を行うためにはほぼ全校で何らかのツールを活用している。

### （2）課題及び今後の対策

- ・小・中・義務教育学校の特別支援教育主任の多くは、担任との兼任であり、専任率は減少している。高等学校においても専任率が減少しており、教育相談担当が兼任している割合が高い。特別支援学級在籍者数や通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒の現状を鑑みると、特別支援教育主任の業務量の増加が懸念される。  
→LD等専門員による相談活動、特別支援学校のセンター的機能の活用（アウトリーチ支援の促進）など、特別支援教育主任を支援する体制を強化する。校内の支援体制の充実に向けて、実施可能な好事例の情報提供等を実施。
- ・通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒数の増加等、全ての学級、学校において特別支援教育の視点を意識した指導・支援が望まれる。  
→特別支援教育を一部の教員が担うのではなく、全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的な知識を得ることができる体制を構築する。  
→LD等専門員による支援体制の強化、LD等専門員の専門性向上・人材育成等に向けた人材育成を強化する。  
→通級指導教室の自校通級以外の指導形態を検討し、通級指導教室担当者の専門性向上や人材育成。  
→全ての児童生徒に分かりやすいユニバーサルデザインの授業づくりを推進する。
- ・高等学校の卒業時の引継ぎの際に、就労先や進学先において、合理的配慮を含む必要な支援が確実に行われるよう連携の強化が望まれる。  
→高等学校において、引き続き個別の教育支援計画等の活用を推進し、進路先との連携強化を図る。

令和4年度特別支援教育体制整備状況調査結果

令和5年4月  
特別支援教育課

○調査時期・・・令和4年12月（令和4年5月1日現在調査）

○調査対象・・・鳥取県内の公立小・中・義務教育学校、県立高等学校

【公立小・中・義務教育学校】

学校数 (校)	通常の学級の在籍者数 (人)										合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学1年 7年	中学2年 8年	中学3年 9年	合計	
小学校	116	4,248	4,221	4,388	4,214	4,339	-	-	-	-	25,924
中学校	53	-	-	-	-	-	4,111	4,034	4,258	4,258	12,403
義務教育学校	5	90	100	89	121	79	104	83	97	97	860
合計	174	4,338	4,321	4,477	4,335	4,418	4,215	4,117	4,355	4,355	39,187

特別支援学級の在籍者数 (人)

学校数 (校)	特別支援学級の在籍者数 (人)										合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学1年 7年	中学2年 8年	中学3年 9年	合計	
小学校	116	192	212	215	262	241	-	-	-	-	1,363
中学校	53	-	-	-	-	-	211	233	218	218	662
義務教育学校	5	5	1	4	1	3	2	3	5	5	32
合計	174	197	213	219	263	244	213	236	223	223	2,057

【県立高等学校】

学校数 (校)	通常の学級の在籍者数 (人)				合計
	1年	2年	3年	4年	
高等学校 (全日)	22	3,312	3,283	3,355	9,950
高等学校 (定時・通信)	6	659			659
合計	28				10,609

# 1 校内委員会の開催状況について

	開催なし		定期開催のみ		不定期開催のみ		定期・不定期両方開催		開催率
	学校数	%	学校数	%	学校数	%	学校数	%	
小学校	0	0%	27	23.3%	21	18.1%	68	58.6%	100%
中学校	0	0%	33	62.3%	3	5.7%	17	32.1%	100%
義務教育学校	0	0%	2	40.0%	1	20.0%	2	40.0%	100%
高等学校	2	7.1%	18	64.3%	7	25.0%	1	3.6%	92.9%
合計	2	1.0%	80	39.4%	32	15.8%	88	43.4%	99.0%

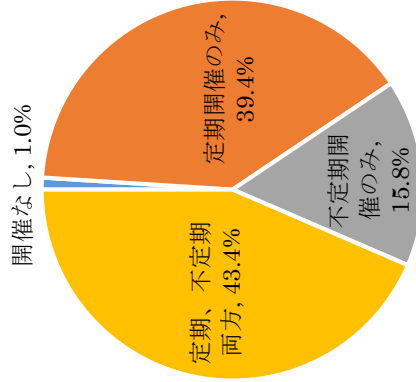
※R3開催率  
 小学校 100%  
 中学校 100%  
 義務教育学校 100%  
 高等学校 92.9%  
 合計 99.0%

## 校内委員会

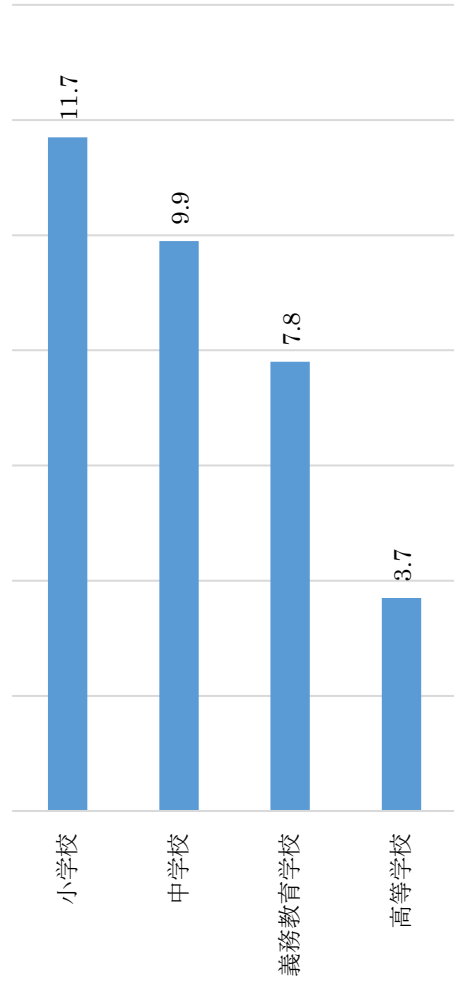
特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握、支援方法の検討等を行い、全職員の共通理解の下、学校全体でより適切な指導・支援を実施するための校内組織

※R3 定期・不定期両方開催  
 小学校 68校 58.1%  
 中学校 13校 25.0%  
 義務教育学校 2校 50.0%  
 高等学校 0校 0.0%  
 合計 83校 41.3%

## 校内委員会の開催状況（全校種）



## 1校当たりの平均開催回数



## 2 特別支援教育主任について

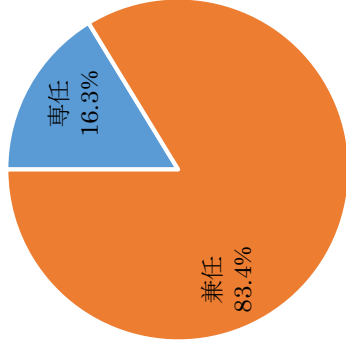
### (1) 専任、兼任の状況

	専任	兼任	兼任のうち 担任との兼務	専任率
小学校	4	112	106	3.4%
中学校	12	41	37	22.6%
義務教育学校	1	5	5	20.0%
高等学校	16	12	1	57.1%
合計	33	170	149	16.3%

※R3 専任率

小学校	6.0%
中学校	23.1%
義務教育学校	0%
高等学校	86.4%
合計	18.9%

### 専任、兼任の状況（全校種）



### (2) 特別支援教育主任の役割 ※ダブルカウントあり

	①校内委員会	②外部との連絡	③保護者	④通常の学級	⑤特別支援学級	⑥個別の指導計画	⑦個別の教育 支援計画	⑧引継ぎ
小学校	112	99	94	105	92	113	109	80
中学校	49	48	40	42	46	51	50	33
義務教育学校	5	5	4	5	5	5	5	2
高等学校	28	27	27	24	0	22	27	25
合計	194	179	165	176	143	191	191	140

#### 特別支援教育主任

学校内の支援体制を整えとともに、外部の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的存在

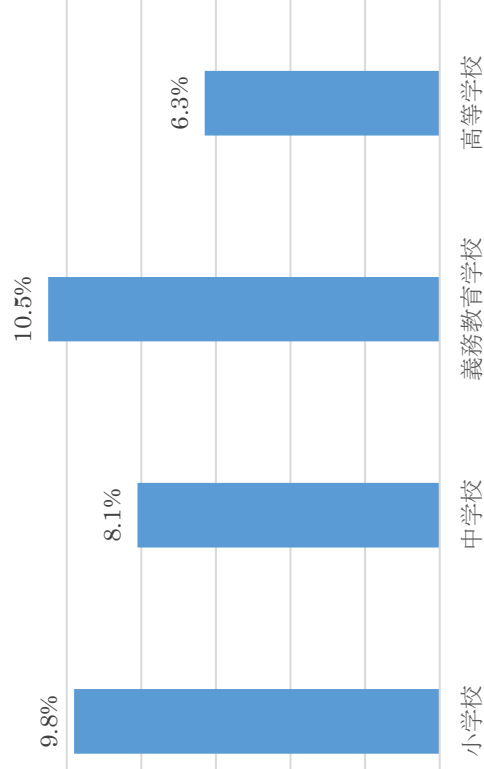
- ①校内委員会の企画・運営
- ②外部の関係機関との連絡調整
- ③保護者に対する相談窓口
- ④通常学級担任への助言
- ⑤特別支援学級担任への助言
- ⑥個別の指導計画作成の協力
- ⑦個別の教育支援計画作成の協力
- ⑧進学・転学先への引継ぎ

### 3 通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒

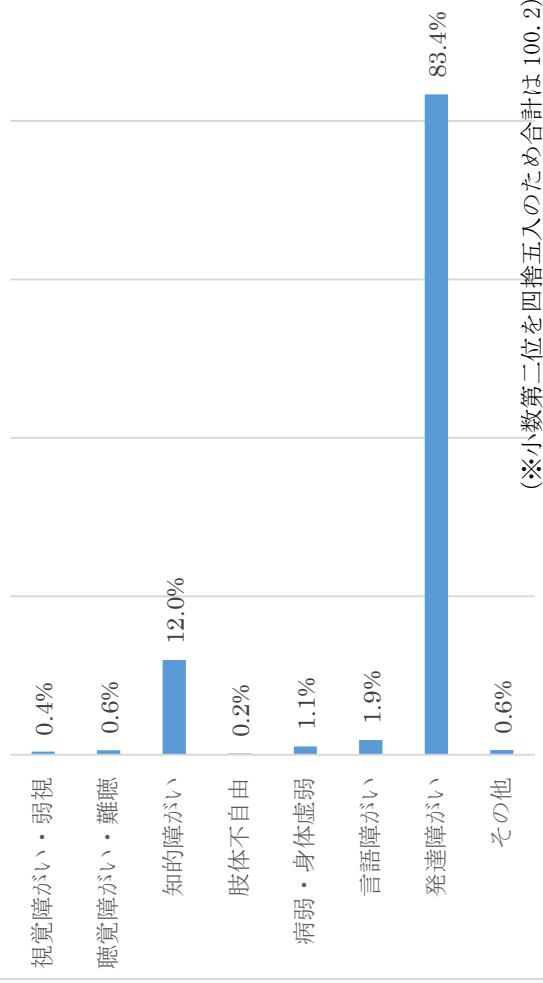
※診断の有無に関わらず、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の人数とその教育的ニーズについて回答。

	通常の学級に在籍する児童生徒数	該当する障がいまたは最も教育的ニーズが高いもの							合計	割合	
		視覚障がい 弱視	聴覚障がい 弱視	知的障がい	肢体不自由	病弱 身体虚弱	言語障がい	発達障がい			その他
小学校	25,924	7	12	325	4	18	55	2,131	-	2,552	9.8%
中学校	12,403	2	3	152	1	4	15	823	-	1,000	8.1%
義務教育学校	860	1	0	4	0	0	0	85	-	90	10.5%
高等学校	10,609	7	10	34	2	24	10	551	27	665	6.3%
合計	49,796	17	25	515	7	46	80	3,590	27	4,307	8.6%

通常の学級に在籍する  
特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合



該当する障がいまたは最も教育的ニーズの高いもの



(※小数第二位を四捨五入のため合計は 100.2)

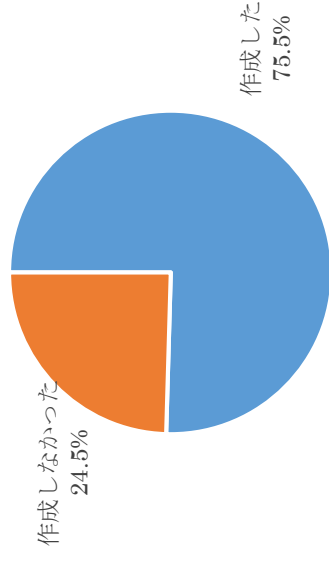
#### 4 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画作成状況

	通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒数	作成しなかった児童生徒数	作成した児童生徒数	特別な支援が必要な児童生徒に対する作成率
小学校	2,552	465	2,087	82.0%
中学校	1,000	209	791	79.1%
義務教育学校	90	12	78	86.7%
高等学校	665	371	294	44.2%
合計	4,307	1,057	3,250	75.5%

#### 個別の指導計画

特別な支援の必要な児童生徒の教育課程を個々のニーズに応じて具現化したものがあり、学校等での指導における指導目標や指導内容・方法等が明確化されている。

通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒のうち個別の指導計画の作成状況（全校種）



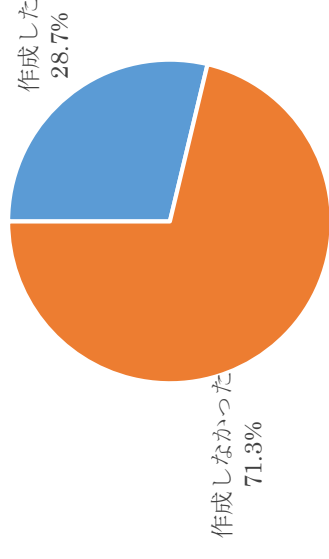
#### 5 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画作成状況

	通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒数	作成しなかった児童生徒数	作成した児童生徒数	特別な支援が必要な児童生徒に対する作成率
小学校	2,552	2,003	549	21.5%
中学校	1,000	621	379	37.9%
義務教育学校	90	82	8	8.9%
高等学校	665	363	302	45.4%
合計	4,307	3,069	1,238	28.7%

#### 個別の教育支援計画

特別な支援の必要な児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で一貫して的確な教育支援を行うことを目的に作成される。

通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画の作成状況（全校種）



## 6 特別な支援を必要とする児童生徒の引継ぎ状況

### (1) 入学時の引継ぎ数と資料等の使用率 ※ダブルカウントあり

	特別な支援を必要とする児童生徒数	個別の教育支援計画		個別の指導計画		その他の計画、資料等		口頭のみ	
		児童生徒数	%	児童生徒数	%	児童生徒数	%	児童生徒数	%
小学校	612	228	37.3%	85	13.9%	351	57.4%	71	11.6%
中学校	732	372	50.8%	501	68.4%	133	18.2%	64	8.7%
義務教育学校	9	6	66.7%	5	55.6%	6	66.7%	0	0%
高等学校	274	157	57.3%	33	12.0%	27	9.9%	75	27.4%
合計	1,627	763	46.9%	624	38.4%	517	31.8%	210	12.9%

### 個別の教育支援計画を活用した引継ぎ

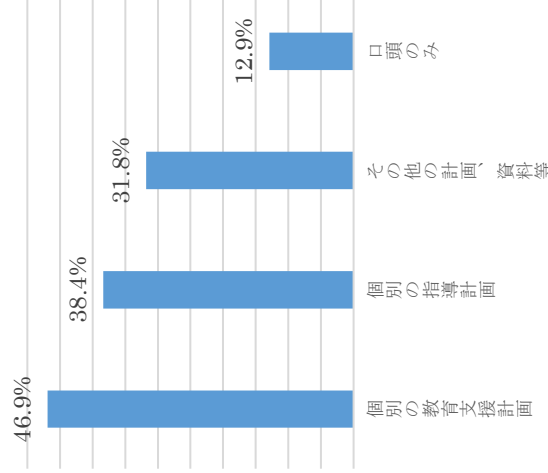
#### 《引継ぎの必要性》

それまで受けてきた支援を引継ぎ、一貫した支援を行うことで、自立や社会参加につなぐ。

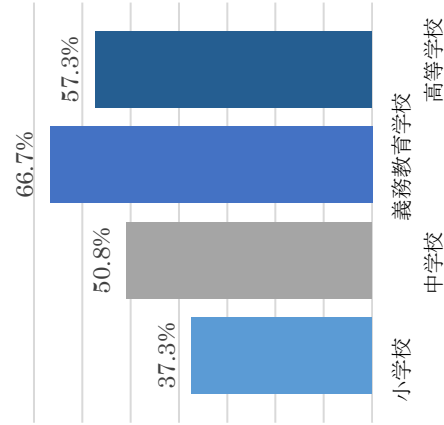
#### 《引継ぎの主体者》

本人・保護者が主体となり、次の学校等へ持参し、必要な支援を引き継ぐ。場合によっては、あらかじめ本人・保護者の了解を得て学校等が行う場合もある。

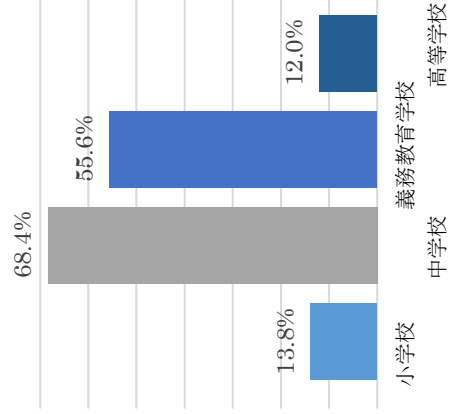
入学時の引継ぎにおける資料等の使用率（全体）



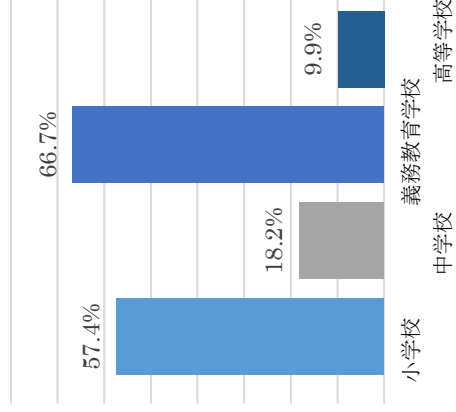
個別の教育支援計画の使用状況（学校種別）



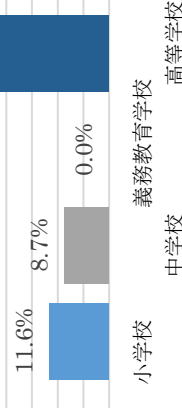
個別の指導計画の使用状況（学校種別）



その他の計画、資料等の使用状況（学校種別）



口頭のみでの引継ぎ状況（学校種別）





(2) 卒業時の引継ぎ数と資料等の使用率 ※ダブルカウントあり

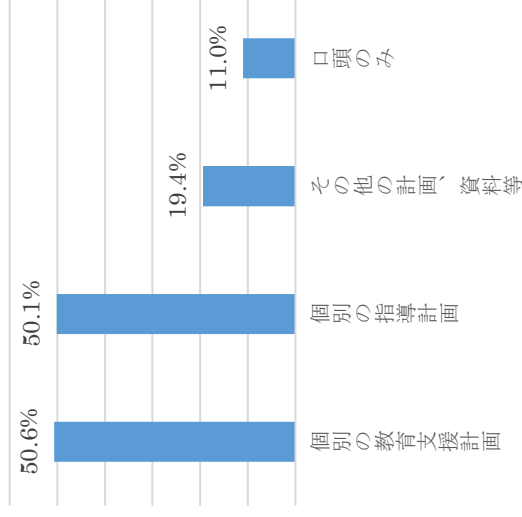
	特別な支援を必要とする児童生徒数		個別の教育支援計画		個別の指導計画		その他の計画、資料等		口頭のみ	
	児童生徒数	%	児童生徒数	%	児童生徒数	%	児童生徒数	%	児童生徒数	%
小学校	725	51.7%	375	73.0%	529	73.0%	199	27.4%	53	7.3%
中学校	434	61.5%	267	61.5%	135	31.1%	49	11.3%	79	18.2%
義務教育学校	8	62.5%	5	62.5%	2	25.0%	1	12.5%	3	37.5%
高等学校	172	18.0%	31	18.0%	5	2.9%	11	6.4%	12	7.0%
合計	1,339	50.6%	678	50.6%	671	50.1%	260	19.4%	147	11.0%

引継ぎのポイント

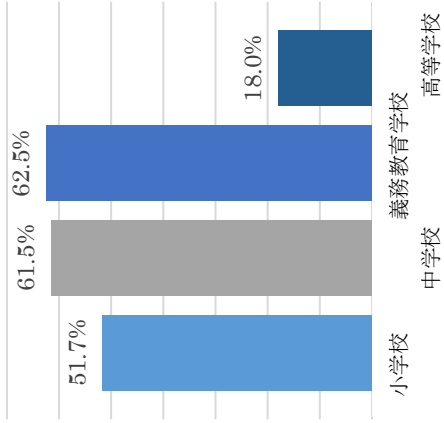
《小学校から中学校へ》  
 入学前に中学校担当者が小学校の学校生活の様子を参観したり、入学後に小学校の担当者が中学校への適応状況をフォローアップしたりすることも重要。その際、連携のツールとして個別の教育支援計画を活用すると効果的である。

《中学校から高等学校へ》  
 高等学校では生徒が年度初めの学校生活をスムーズに迎えるために、合格発表後に引継ぎ日を設定している。県教育委員会から各市町村（学校組合）教育委員会を通じ、各中学校へ引継ぎ日程と担当者一覧表が送付される。

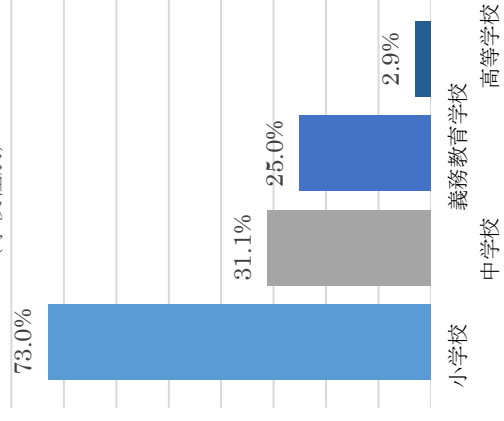
卒業時の引継ぎにおける資料等の使用率（全体）



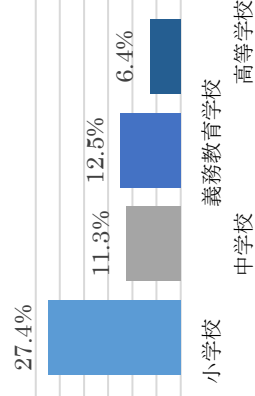
個別の教育支援計画の使用状況（学校種別）



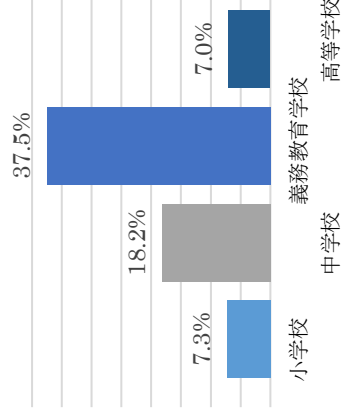
個別の指導計画の使用状況（学校種別）



その他の計画、資料等の使用状況（学級種別）



口頭のみでの引継ぎ状況（学校種別）

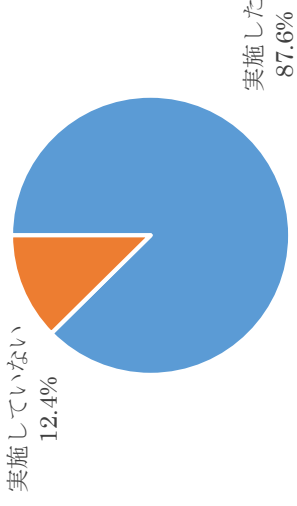


7 特別支援教育に関する研修について  
 (1) 特別支援教育に関する研修実施状況

	実施した	実施していない	実施率
小学校	110	6	94.8%
中学校	38	15	71.7%
義務教育学校	4	1	80.0%
高等学校	25	3	89.3%
合計	177	25	87.6%

※R3実施率  
 小学校 95.7%  
 中学校 71.2%  
 義務教育学校 50.0%  
 高等学校 85.7%  
 全体 87.1%

特別支援教育に関する研修実施状況 (全体)



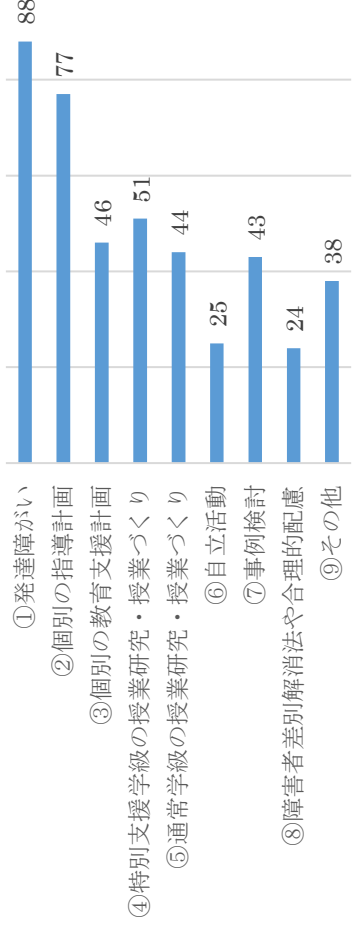
特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。(文部科学省中央教育審議会資料から)

(2) 研修内容

	①発達障がい	②指導計画	③支援計画	④特支援業	⑤通常授業	⑥自立活動	⑦事例検討	⑧合理的配慮	⑨その他
小学校	46	61	31	43	26	16	23	12	26
中学校	22	11	9	6	8	5	11	4	6
義務教育学校	4	3	1	0	0	2	1	2	0
高等学校	16	2	5	2	10	2	8	6	6
合計	88	77	46	51	44	25	43	24	38

特別支援教育に関する研修実施状況 (全体)



⑨その他の主な内容

《小学校》

教材の紹介、愛着障がい、インクルーシブ教育システムの構築、心理・発達検査の見方と指導への活用、OU (ハイパーOU) や教研式知能検査を生かした学級経営、児童理解、情報共有会議、実態把握、教育相談、読み書きの障がい、通級による指導に関する研修、一次支援、みんなが「わかる」「できる」支援、合理的配慮等

《中学校》

通級による指導、教研式知能検査の結果の見方、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、教育課程、愛着障がい等

《高等学校》

鬱や発達障がい等との関連、UDL の考え方と手法、青年期の理解と支援、愛着障がい、福祉支援が必要な生徒の事例検討 等

## 8 読み書き等に関するつまづきを早期に発見し、指導・支援を行うために活用したツールの活用について

### (1) 通常の学級における活用（学校数）

	活用した	活用していない	活用率	活用したツール（複数回答）						
				① MIM	②MIM (デジタル版)	③ T式	④ 教研式	⑤ URAWSS	⑥ STRAW	⑦ その他
小学校	115	1	99.1%	79	11	86	56	5	14	8
義務教育学校 (前期)	5	0	100.0%	1	0	5	3	0	3	1
合計	120	1	99.2%	80	11	91	59	5	17	9

### (2) 特別支援学級における活用（学校数）

	活用した	活用していない	活用率	活用したツール（複数回答）						
				① MIM	②MIM (デジタル版)	③ T式	④ 教研式	⑤ URAWSS	⑥ STRAW	⑦ その他
小学校	115	1	99.1%	66	8	52	43	0	4	6
義務教育学校 (前期)	5	0	100.0%	0	0	2	1	0	0	0
合計	120	1	99.2%	66	8	54	44	0	4	6

#### ①「読みのアセスメント・指導パッケージ(MIM)」について

- ・ 小学校低学年において読みのつまづきを早期に発見し、通常の学級における授業改善や個に応じた指導・支援の充実を図るために用いている指導パッケージ。
- ・ 平成29年度に県内全ての小学校に指導パッケージ及び教材CDを整備。
- ・ 平成29年度以降、毎年、MIM活用促進研修会を実施。

#### ③T式ひらがな音読支援

#### ④標準学力検査教研式

#### ⑤小学生の読み書きの理解 URAMSS

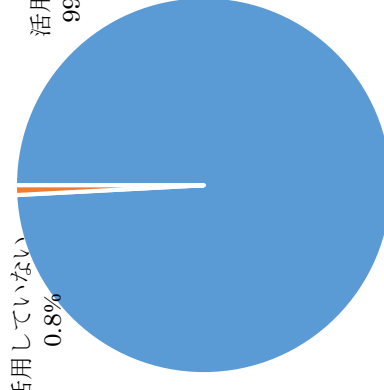
#### ⑥STRAW (-R改訂版) 標準読み書きスクリーニング検査

#### ⑦その他

読み書き等に関するツールの活用状況（小学校・義務教育学校）

活用していない 0.8%

活用した 99.2%



※母数は小学校116校、義務教育学校5校を合わせた121校

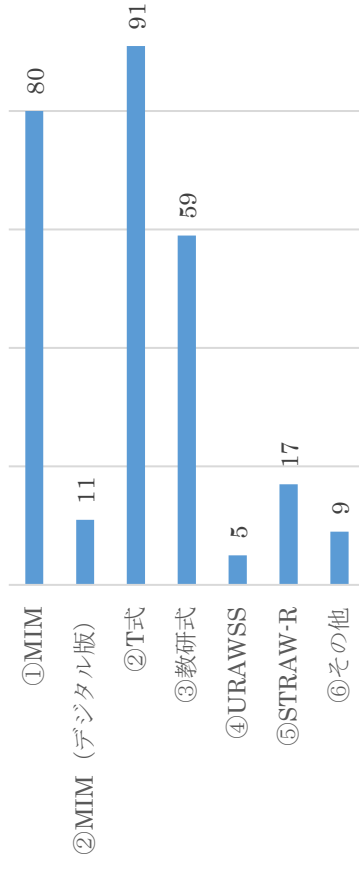
※R3MIMの活用状況

活用した 86.0%

活用していない 14.0%

通常の学級における活用

(小学校・義務教育学校 (前期))



9 文部科学省や国立特別支援教育総合研究所が作成した資料等の活用状況

	①教育支援の手引	②初めての通級指導ガイド	③交流及び共同学習ガイド	④発達障害ガイドライン	⑤すけっと	⑦インクルDB	⑧学びラボ
小学校	58	25	14	13	20	31	6
中学校	16	7	2	7	6	12	5
義務教育学校	2	3	1	1	0	2	1
高等学校	7	0	1	3	0	4	1
合計	83	35	18	24	26	49	13

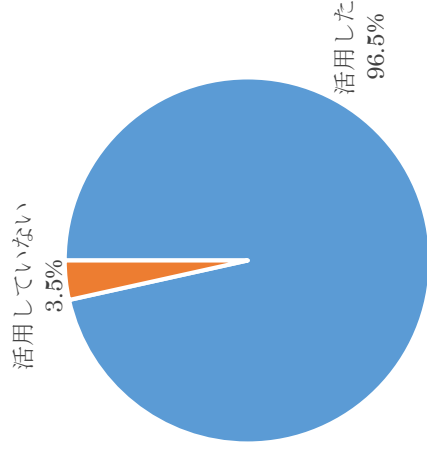
- ①障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ 文部科学省 (R3. 6)
- ②初めての通級による指導を担当する教師のためのガイド 文部科学省 (R2. 3)
- ③交流及び共同学習ガイド 文部科学省 (H31. 3 改訂)
- ④発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する体制整備ガイドライン 文部科学省 (H29. 3)
- ⑤知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポーターキット すけっと (Skett) 国立特別支援教育総合研究所
- ⑥インクルDB (インクルーシブ教育システム構築支援データベース) 国立特別支援教育総合研究所
- ⑦インターネットによる講義配信 NISE 学びラボ ～特別支援教育eラーニング～ 国立特別支援教育総合研究所

10 「特別支援教育の手引 (令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会)」の活用状況  
(1) 活用状況

	活用した	活用していない	活用率
小学校	114	2	98. 3%
中学校	51	2	96. 2%
義務教育学校	5	0	100. 0%
高等学校	25	3	89. 3%
合計	195	7	96. 5%

※R3 手引 (令和2年2月 鳥取県教育委員会) の活用状況  
 全校種  
 活用した 95. 0%  
 活用していない 5. 0%

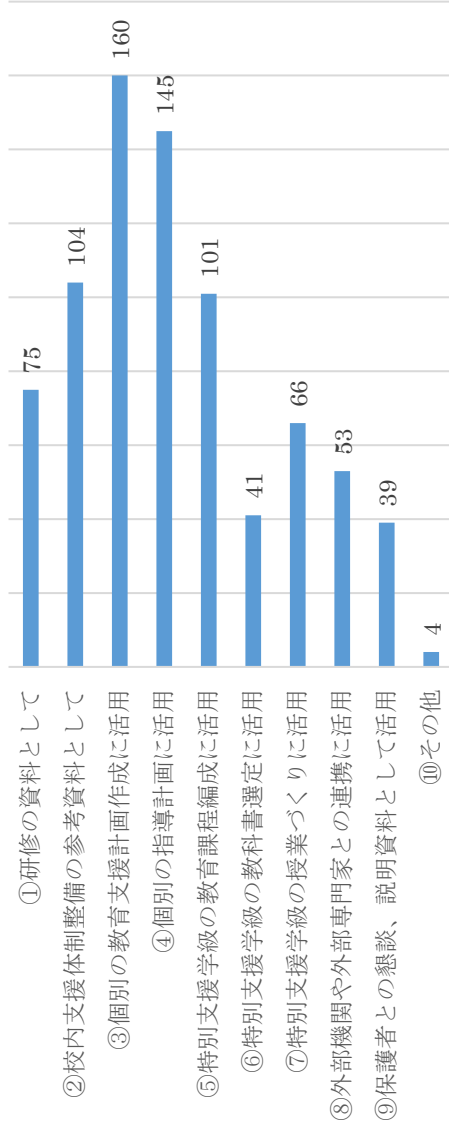
「特別支援教育の手引」の活用状況 (全校種)



## (2) 活用方法

	①研修資料	②校内支援	③教育支援計画	④指導計画	⑤教育課程	⑥教科書	⑦授業	⑧外部連携	⑨懇談	⑩その他
小学校	50	59	93	93	77	32	54	27	24	0
中学校	16	25	41	36	22	8	10	13	11	3
義務教育学校	4	5	5	5	2	1	1	3	1	0
高等学校	5	15	21	11	-	-	1	10	3	1
合計	75	104	160	145	101	41	66	53	39	4

## 活用方法



- ①研修の資料として活用
- ②校内支援体制整備の参考資料として活用
- ③個別の教育支援計画作成に活用
- ④個別の指導計画作成に活用
- ⑤特別支援学級の教育課程編成に活用

- ⑥特別支援学級の教科書選定に活用
- ⑦特別支援学級の授業づくりに活用
- ⑧外部機関や外部専門家との連携に活用
- ⑨保護者との懇談・保護者説明資料として活用

## 特別支援教育の手引について

- ・小学校、中学校及び義務教育学校において、特別支援学級担任をはじめ全教職員が、特別支援教育の基本的事項を学べるように作成したもの
- ・特別支援学級の教育課程、個別の教育支援計画、障がい種別の実践ポイントなどの内容で構成
- ・令和4年3月に改訂、全ての国・公・私立学校に配布
- ・特別支援教育課ホームページからダウンロード可能

